岸和田市立地適正化計画



第1章 はじめに

第2章 都市構造の課題整理

第3章 立地適正化計画の基本的な方針

第4章 居住誘導区域の設定

第5章 誘導施設及び都市機能誘導区域の設定

第6章 その他まちづくりに関する方針

第7章 交通まちづくり指針

第8章 防災まちづくり指針

第9章 その他考慮すべき事項

第10章 誘導施策

第11章 施策達成状況に関する評価方法

第1章 はじめに

- 第2章 都市構造の課題整理
- 第3章 立地適正化計画の基本的な方針
- 第4章 居住誘導区域の設定
- 第5章 誘導施設及び都市機能誘導区域の設定
- 第6章 その他まちづくりに関する方針
- 第7章 交通まちづくり指針
- 第8章 防災まちづくり指針
- 第9章 その他考慮すべき事項
- 第10章 誘導施策
- 第11章 施策達成状況に関する評価方法

国では

○我が国では、平成26年に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、**人口減少下において持続可能な都市構造の構築に向けた新たな制度として、 立地適正化計画制度が創設**されました。

岸和田市では

〇本市においては全国的な傾向と同様に人口減少、少子高齢化が進行しているものの、しばらくは一定の人口密度が維持できると想定されていますが、2060(令和42)年頃までには、市街化区域の人口密度が40人/haを下回るとみられます。このように人口密度が低下すると、現在の公共施設や小売業、公共交通の維持が困難となります。さらには、空き家の増加や地域コミュニティの弱体化といった生活利便性の低下や居住環境の悪化等を招き、人口流出が加速し、さらなる人口減少、人口密度の低下を招く懸念があります。



○**そのような状況を未然に防ぐため**、交通結節点周辺への都市機能の誘導による地域特性を活かした拠点形成の促進や、これと連携した居住環境の向上及び交通ネットワークの強化、都市の安全性の向上といった、地域特性を生かした魅力あふれる持続可能なまちづくりを推進するため、**本計画を策定します**。

人口密度が低下すると・・・

全国的に 人口減少・少子高齢化が進行

施設や交通機関を維持できない





将来ビジョン・岸和田(総合計画)

計画期間:2023(令和5)~2034(令和16)年度

即す



"新・岸和田"づくり

~都市計画マスタープラン~

計画期間: 2023 (令和5)~2034 (令和16)年度

具現化



岸和田市立地適正化計画

計画期間: 2025 (令和7)~2034 (令和16)年度

即す



〈主な関連計画〉

- 〇岸和田市交通まちづくりアクションプラン
- 〇岸和田市地域防災計画
- 〇岸和田市国土強靭化地域計画



連携 整合 〈その他の関連計画〉

- ○岸和田市スマートシティ構想
- 〇岸和田市地球温暖化対策実行計画
- 〇岸和田市公共施設等総合管理計画 など

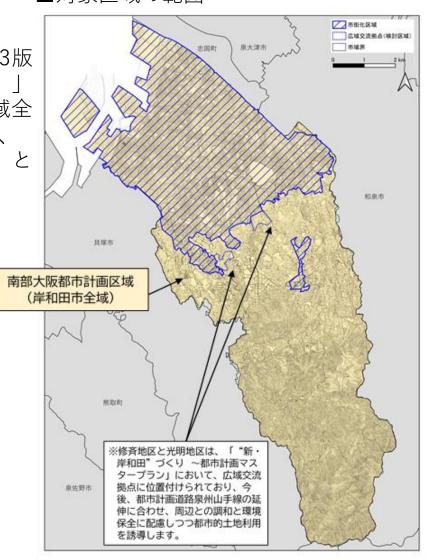
(1) 対象区域

本市は、市全域が都市計画区域であり、「第13版都市計画運用指針(令和6年11月 国土交通省)」では、立地適正化計画の対象区域は都市計画区域全体を対象とすることが基本とされていることから、本計画の対象は岸和田市全域(都市計画区域)とします。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、「将来ビジョン・岸和田 (総合計画)」や「"新・岸和田"づくり ~ 都市計画マスタープラン~」を考慮しながら 2025(令和7)年度から2034(令和16)年度 とします。

■対象区域の範囲



- 第1章 はじめに
- 第2章 都市構造の課題整理
- 第3章 立地適正化計画の基本的な方針
- 第4章 居住誘導区域の設定
- 第5章 誘導施設及び都市機能誘導区域の設定
- 第6章 その他まちづくりに関する方針
- 第7章 交通まちづくり指針
- 第8章 防災まちづくり指針
- 第9章 その他考慮すべき事項
- 第10章 誘導施策
- 第11章 施策達成状況に関する評価方法

立地適正化計画の基本的な方針

上位計画の理念・方針

総合計画「将来ビジョン・岸和田 基本構想」

基本理念:「笑顔にあふれ、誰もが"幸せ"を感じる都市」の実現

"新・岸和田"づくり ~都市計画マスタープラン~

○多彩な魅力と活力を備えたまちづくり

○人にやさしいまちづくり

○環境にやさしい、みどり豊かなまちづくり

○災害に対し、強さとしなやかさを備えたまちづくり

○地域で守り育てる景観まちづくり

都市構造の課題整理

人口の動向: さらに子育て世代の転出が続けば、人口密度が低下し高齢化率が増加する地域が拡大するおそれ

都市機能の分布:市街地の人口密度の低下に伴い、都市機能の維持が困難になるおそれ

市街地の交通利便性と災害ハザード:公共交通利用者が減少し、公共交通サービスの維持が困難となるおそれ/ 洪水や津波、高潮などによる浸水害などの災害による被害が発生するおそれ

産業活動: 事業所の減少による経済活動の衰退のおそれ

財政:人口減少と高齢化によって公共施設等の維持管理 などに関する経費が圧迫されるおそれ

- ・高齢化を考慮した定住意向の維持、特に子 育て世代の定住意向を高めることが重要
- ・都市機能の維持・集積、アクセス性向上、 生活利便性の維持・向上による市街地の 人口密度維持が重要
- ・交通利便性や災害リスクを考慮した居住 環境の形成が重要
- ・働く場の維持・創出が重要
- ・公共施設等の効率的で効果的な維持・更新が重要

立地適正化計画の基本的な方針

住み続けたいと思う人が増えるまちづくり

<u>子育て世代を中心に</u>岸和田市に住みたい、住み続けたい人が増え、 地域特性を生かした魅力あふれる持続可能なまちづくり

立地適正化計画の基本的な方針

住み続けたいと思う人が増えるまちづくり

子育て世代を中心に岸和田市に住みたい、住み続けたい人が増え、

地域特性を生かした魅力あふれる持続可能なまちづくり

居住環境の維持・向上

交通アクセスや地域コミュニティに根差した生活圏を考慮した居住誘導等を行うことで、居住地としての魅力やまちのイメージの向上を図り、住みやすく将来も住み続けたくなる居住環境づくりをめざします。

都市機能の集積とアクセスしやすい安全で快適な環境の形成

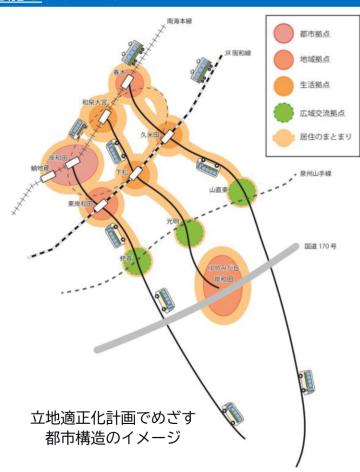
駅等の周辺において生活利便施設等の集積を促進し、道路網の整備等によってアクセスしやすい、安全で快適な環境の形成をめざします。

交通ネットワークの機能強化

交通ネットワークの機能強化を推進し、地域間の回遊性を向上させるとともに、市内の地域・地区の特色に応じた生活交通の確保などによる、市外からも人を呼び寄せ、訪れたいと思われるまちづくりをめざします。

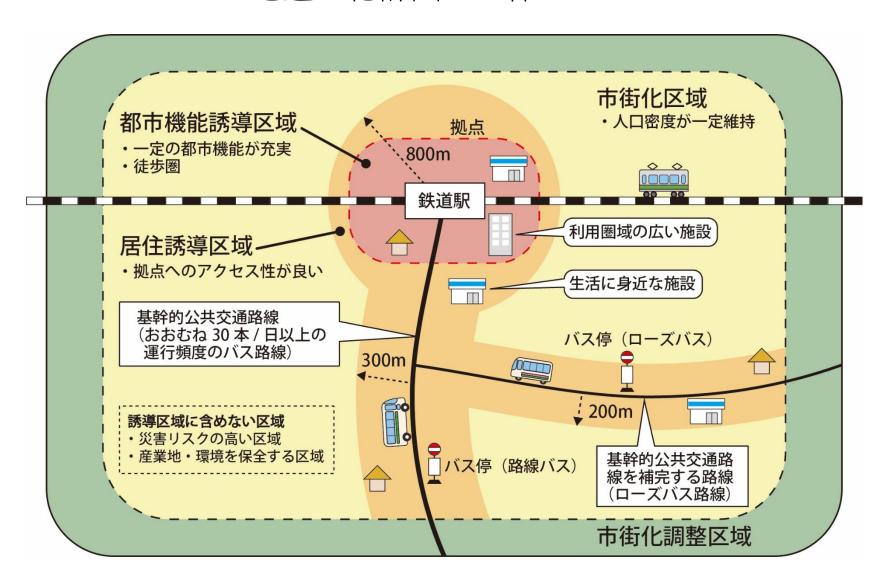
災害に対する安全性の向上

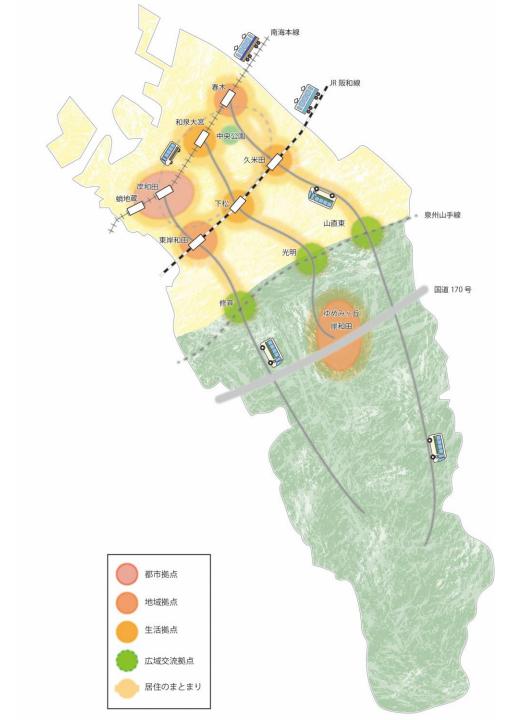
災害リスクを回避あるいは低減する対策を引き続き実施することで、安全に暮らし続けられる市街地づくりをめざします。



- 第1章 はじめに
- 第2章 都市構造の課題整理
- 第3章 立地適正化計画の基本的な方針
- 第4章 居住誘導区域の設定
- 第5章 誘導施設及び都市機能誘導区域の設定
- 第6章 その他まちづくりに関する方針
- 第7章 交通まちづくり指針
- 第8章 防災まちづくり指針
- 第9章 その他考慮すべき事項
- 第10章 誘導施策
- 第11章 施策達成状況に関する評価方法

立地適正化計画の全体イメージ





居住誘導区域の設定基準

居住の誘導に適して いる区域

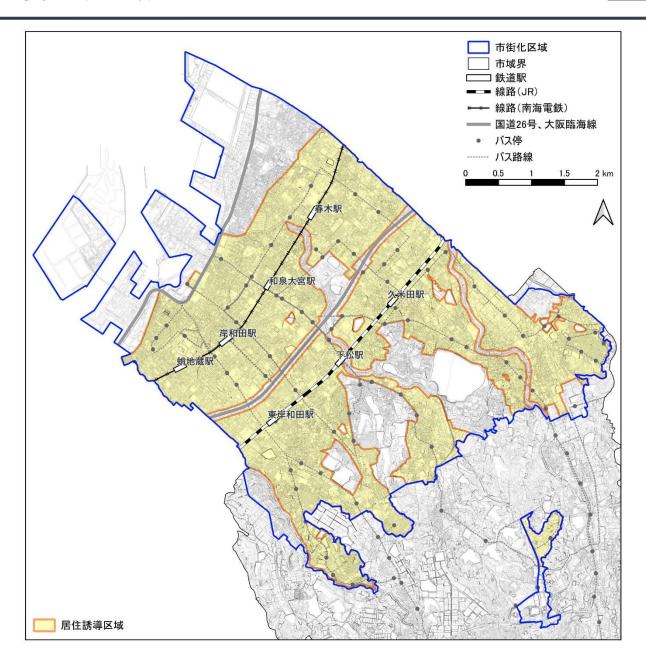
・市街化区域のうち、駅やバス路線の公共交通の徒歩 利用圏域の区域

居住の誘導に適していない区域

- ・災害リスクの高い区域
- ・都市計画等の観点から居住に適していない区域(住宅の建築が制限 されている区域、積極的に人口の高密度化をめざす必要がない区域、 商業・業務の利便増進等を図る区域)
- ・その他居住の誘導に適していないと判断される区域(面積 1ha 以上のため池、現在の土地利用から産業集積地として機能の維持・増進を図る区域、圃場整備事業実施地区など)

居住誘導区域

ない

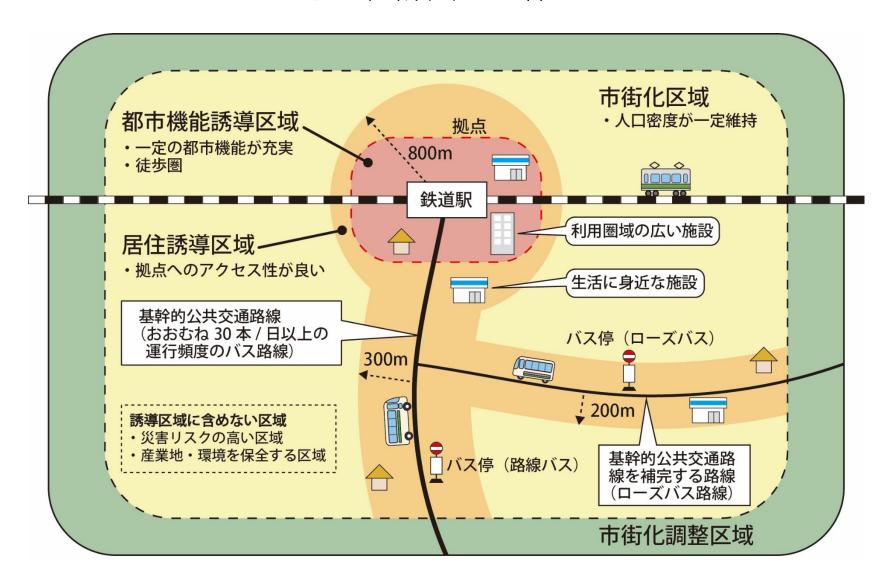


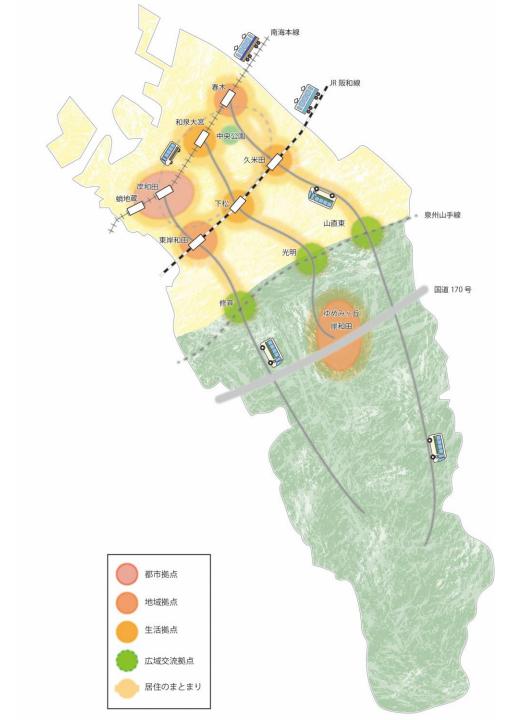
- 第1章 はじめに
- 第2章 都市構造の課題整理
- 第3章 立地適正化計画の基本的な方針
- 第4章 居住誘導区域の設定

第5章 誘導施設及び都市機能誘導区域の設定

- 第6章 その他まちづくりに関する方針
- 第7章 交通まちづくり指針
- 第8章 防災まちづくり指針
- 第9章 その他考慮すべき事項
- 第10章 誘導施策
- 第11章 施策達成状況に関する評価方法

立地適正化計画の全体イメージ





■岸和田市での施設の利用圏域の考え方のイメージ



誘導施設及び都市機能誘導区域の設定

■都市機能誘導区域における誘導施設の状況

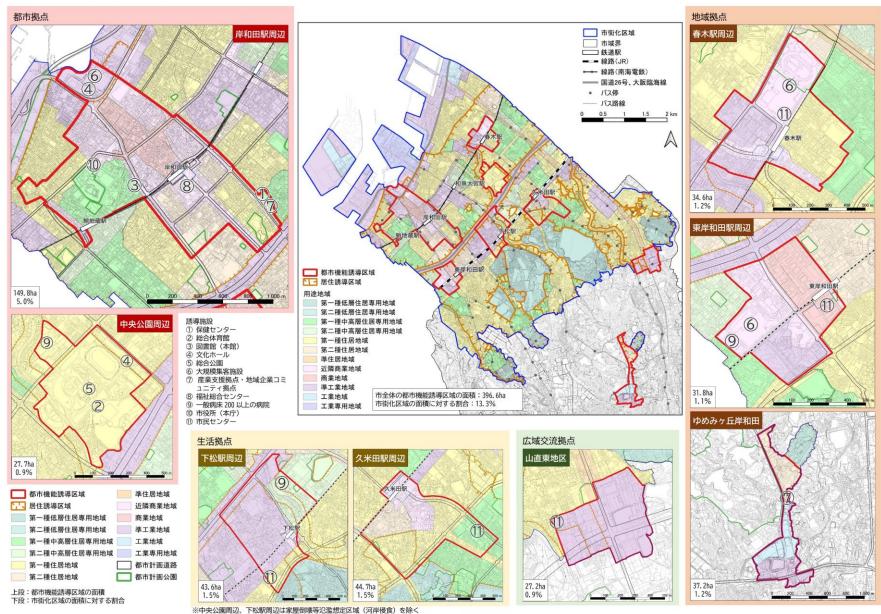
				9	都市機能誘導区	域				
"新・岸和田"づくり 〜都市計画マスタープラン〜における 地域区分		都市中核 地域		岸和田北部 地域	葛城の谷 地域	岸和田中部 地域	久米田 地域	牛滝 地	の谷 域	
都市構造の拠点		都市	拠点	地域拠点	地域拠点	生活拠点	生活拠点	地域拠点	広域交流拠 点	
都市	都市機能誘導区域の位置		岸和田駅 周辺	中央公園 周辺**	春木駅 周辺	東岸和田駅周辺	下松駅 周辺	久米田駅 周辺	ゆめみヶ丘 岸和田	山直東地区
"新・岸和田"づくり ~都市計画マスタープラン~における 駅や拠点の性格(まちづくり方針)		・様々な能活いかかいる。 ・様機にあ外集、交流 が性、ら、流 がし、変流 がい、拠点	・自然やスポート 自然やスポート 自然を がった を できる できる できる できる 関	・公共公益機様集全の と一な機様集全の い拠点 い拠点	・住益機様集の性全性点・住益機様集の性全性点・生が脱な積交化性の医・サ能な積交化性の	常生活を支	整備と併せ、 ・医療等の日 える機能が集 で利便性の高	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 交を市用図特し物行点 通中的のり性 た・き 強い 上海 できまからり はた・き できまかる かんしゅう かんしゃ かんしゅう かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ	
			•		誘導施設					
子育て世 代の居住 条件とし	子育て 機能、 教文化 機能	①保健センター	(-	-	-	-	-	=
て重要な施設		②総合体育館)* ¹	_	-	-	=	-	=
		③ 図書館(本 館)	C)**2	-	_	-	-	=	<u>=</u>
集客力が		④文化ホール) ^{**2}	:	-	-	_	-	_
ありまち の賑わい	その他 機能	⑤総合公園	()*1	-	=	=	-	-	=
を創出につながる施設	商業 機能	⑥大規模集客施 設	0		0	0	Ξ	-	-	=
Левх	産業 機能	⑦ 産業 支援 拠 点・地域企業 コミュニティ 拠点	0		1	_	-	1	0	•
高齢化の中で必要	介護 福祉 機能	⑧福祉総合セン ター	0		e—	-	-	1-1	-	-
が高まる施設	医療 機能	9一般病床 200以上の病院	O*2		·	0	0	s=s	_	_
その他公共・公益	行政 機能	⑩ 市役所 (本 庁)	(_	-	-	-	<u>~</u>
機能		⑪市民センター	-	-	0	0	0	0	O *3	0

- ○:現在、都市機能誘導区域に立地しており、今後も維持すべき施設 ●:現在、都市機能誘導区域に立地がみられず、今後、区域への誘導が必要な施設
- ※1 中央公園周辺への立地を想定
- ※2 岸和田駅周辺、中央公園周辺への立地を想定
- ※3 ゆめみケ丘岸和田の道の駅は、都市計画マスタープランにおいて山手地域を支える交流拠点として位置付けられており、市民センターではないが地域の交流を担う機能を有しており、市街化調整区域に立地する施設であるものの今後もその充実及び活用が予定されているため、誘導施設に類する施設として位置づけます。

■拠点の位置(将来都市構造図より)



■都市機能誘導区域の設定



- 第1章 はじめに
- 第2章 都市構造の課題整理
- 第3章 立地適正化計画の基本的な方針
- 第4章 居住誘導区域の設定
- 第5章 誘導施設及び都市機能誘導区域の設定
- 第6章 その他まちづくりに関する方針
- 第7章 交通まちづくり指針
- 第8章 防災まちづくり指針
- 第9章 その他考慮すべき事項
- 第10章 誘導施策
- 第11章 施策達成状況に関する評価方法

市全域(居住誘導区域外)に関する方針

- ・交通ネットワークの機能強化
- ・災害に対する安全性の向上

市街化調整区域に関する方針

- ・泉州山手線延伸に合わせた広域交流拠点の形成
- ・開発許可制度・市街化調整区域における 地区計画ガイドラインの活用

- 第1章 はじめに
- 第2章 都市構造の課題整理
- 第3章 立地適正化計画の基本的な方針
- 第4章 居住誘導区域の設定
- 第5章 誘導施設及び都市機能誘導区域の設定
- 第6章 その他まちづくりに関する方針
- 第7章 交通まちづくり指針
- 第8章 防災まちづくり指針
- 第9章 その他考慮すべき事項
- 第10章 誘導施策
- 第11章 施策達成状況に関する評価方法

■交通まちづくりの取組方針

基本方針(基本計画編)

子どもから高齢者まで いきいきと健康に暮ら せるまちを支える交通

環境にやさしく、 にぎわいと活力を 支える交通

定住化や来訪機会を 促す魅力あふれる まちを支える交通

みんなでつくり、 みんなで支える 持続可能な交通

目標(地域公共交通計画編)

- ・多様な世代の移動ニーズに対応した利用し やすい公共交通サービスの提供
- ・拠点機能向上と持続可能なまちづくりを支援する環境に配慮した公共交通環境の形成
- ・市内外の交流の活発化による住みやすく、訪れて楽しいまちを支援する公共交通体系の構築
- ・市民・交通事業者・行政によるつくり・支 え合う持続可能な公共交通の整備

戦略目標 (総合交通戦略編)

- ・誰もが暮らしやすく、外出・移動しやすい 交通体系の構築
- ・拠点の活力促進に向けた交通環境の充実
- ・人流・物流や都市の魅力づくりを支える交 通ネットワークの形成
- ・地域とともにすすめる安心・安全な交通環 境の確保

推進すべき施策(地域公共交通計画編)

- ・公共交通ネットワークの再 編
- ・交通結節点等の整備等による乗継機能の強化
- ・地域住民主体による持続可能な運行を支える協働の取組

など

推進すべき施策(総合交通戦略編)

- ・公共交通ネットワークの再編
- アクセス道路整備
- ・交通結節機能の拡充
- ・都市・拠点間を連絡する公 共交通ネットワークの拡充
- ・地域住民主体による持続可 能な公共交通体系の確立

など

■防災まちづくりの取組方針

垂直避難といった 自宅等での避難による 対応が困難な災害発生

都市機能やインフラの 被災による機能停止

人口減少・高齢化に伴う 自助・共助による 取組の脆弱化

基本方針	取組方針		
都市基盤の適正な	都市基盤等の整備・維持管理		
配置と防災・減災力の向上	大阪府と連携した河川整備等の流域治 水の推進		
自助・共助・公助	災害対応体制の強化		
の連携	地域や民間事業者の避難体制の構築、 強化		

1. スマートシティ	2. 脱炭素	3. バリアフリー	4. 都市施設の計画的な更
			新・改修
・デジタル技術やデータを 活用した都市計画の推進 や、次世代モビリティ及 びシェアリングサービス などが実装された移動が スムーズなまちづくりな どの実現	・再生可能エネルギーの導 入促進といった脱炭素化 に向けた取組や、省エネ ルギーな暮らしや事業活 動、農林水産業や自然環 境等に関する気候変動に 対する対策を推進	・駅舎や駅前広場の整備、 道路や交差点等の整備、 都市公園の整備・適正管 理 ・市民や事業者等とのパー トナーシップによるバリ アフリー化の促進や、心	・建築物系の施設の長寿命 化、集約化や複合化等に よる施設保有量の適正化 ・インフラ系・プラント系 の施設の計画的保全、財 源確保による必要な老朽 化対策や整備
		のバリアフリーの醸成、 交通安全教育・広報	IOVING A TENH

- 第1章 はじめに
- 第2章 都市構造の課題整理
- 第3章 立地適正化計画の基本的な方針
- 第4章 居住誘導区域の設定
- 第5章 誘導施設及び都市機能誘導区域の設定
- 第6章 その他まちづくりに関する方針
- 第7章 交通まちづくり指針
- 第8章 防災まちづくり指針
- 第9章 その他考慮すべき事項

第10章 誘導施策

第11章 施策達成状況に関する評価方法

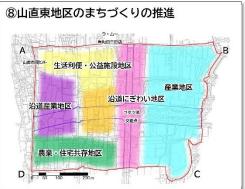
誘導施策

■誘導施策の実施箇所









⑪庁舎建替

⑨泉州山手線沿道のまちづくり

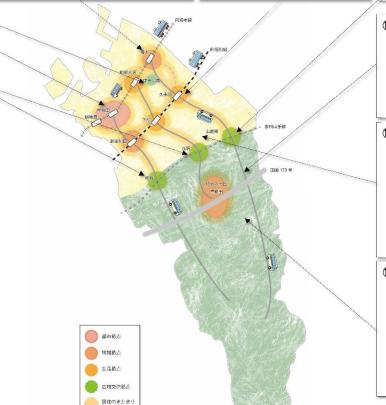
①届出制度による緩やかな居住の誘導

- ②開発許可制度の運用
- ③市街化調整区域における地区計画のガイド ラインの活用
- ④空家等の活用促進

⑤届出制度による緩やかな都市機能の誘導

⑤都市計画道路の整備推進

⑥要配慮者利用施設への災害リスク周知の強化



⑫バス路線の維持・確保



③生活交通の導入



ゆ新たなモビリティサービスの活用



- 第1章 はじめに
- 第2章 都市構造の課題整理
- 第3章 立地適正化計画の基本的な方針
- 第4章 居住誘導区域の設定
- 第5章 誘導施設及び都市機能誘導区域の設定
- 第6章 その他まちづくりに関する方針
- 第7章 交通まちづくり指針
- 第8章 防災まちづくり指針
- 第9章 その他考慮すべき事項
- 第10章 誘導施策

第11章 施策達成状況に関する評価方法

施策達成状況に関する評価方法

居住環境の維持・向上に関する目標値

店に塚児の作品・旧工に因する日宗胆					
項目	基準値	目標値 (2026 年)	目標値 (2034 年)		
岸和田は子どもを生み 育てやすいと感じてい る市民の割合	27.8% (2022年)	31.0%	増加(引用元計画に合わせて更新)		
生きがいを感じること がある 65 歳以上の市民 の割合	50.0% (2022年)	54.0%	増加(引用元計画に合わせて更新)		
居住誘導区域の人口密 度	77.5 人/ha (令和2年国 勢調査)	73.7 人/ha	67.4 人/ha (2035 年推計値)		
市全体の人口に対する 居住誘導区域内人口の 割合	75.3% (令和2年国 勢調査)	75.4%	75.6% (2035 年推計値)		

交通ネットワークの機能強化に関する目標値

ス地・フィン・フリス形法市に対する自然に					
項目	基準値	目標値 (2026 年)	目標値 (2034 年)		
市内をスムーズに移動 できると感じている市 民の割合	36.1% (2022年)	39.0%	増加 (引用元計画に合わせて更新)		
市全体の人口に対する 市内全域の路線バス(ロ ーズバスを含む)利用者 が占める割合	1.3% (2022年)	1.7%	増加		
市全体の人口に対する 市内鉄道駅乗車人員が 占める割合	20.5% (2021年)	26.0%	増加 (引用元計画に合わせて更新)		

都市機能の集積とアクセスしやすい安全で快適な環境の形成に関する目標値

項目	基準値	目標値 (2026 年)	目標値 (2034 年)
鉄道駅周辺の市街地に 活気があると感じてい る市民の割合	13.4% (2022年)	15.0%	増加(引用元計画に合わせて更新)
拠点における滞在人口 の増加率	100.0% (2022年)	増加	増加 (引用元計画に合わせて更新)

災害に対する安全性の向上に関する目標値

人日に対する文工に対する口脈に						
項目	基準値	目標値 (2026 年)	目標値 (2034 年)			
市全体の人口に対する 居住誘導区域外の災害 ハザードエリアの人口 割合	2.5% (令和 2 年国 勢調査)	減少	減少			

■上位・関連計画と本計画の計画期間と見直しスケジュールのイメージ

